

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市新規漁業就業者支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	意欲ある新規漁業後継者を確保し、経営能力の高い漁業者に育成するため、漁業協同組合及び新規自営漁業者が要綱で定める事業を行う際に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	漁業協同組合及び新規自営漁業者
補助対象経費	研修生の指導にかかる経費及び新規自営漁業者の生活費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに設定する。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額補助
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	R6までに新規漁業就業者10人
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可能
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	定額で交付するため、費用あたりの効果は算出できず、新規漁業就業者の増加数をもとに評価する。
補助制度開始	令和2年4月1日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	目標を5年後の新規漁業就業者数にしているため
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） HPや作成したパンフレットでの募集
事業担当	（担当部署） 農林水産課 水産振興係
	（電話番号） 0259-63-3761